



国際ロータリー 2019-2020 年度 前橋北ロータリークラブ会報



2019年12月9日 第1670回

会長 湯澤晃 幹事 廣木晴久
会場監督 井上会員

◇点鐘 会長
◇歌 それでこそロータリー

◇出席率 70.31 %
◇前々回出席率 -

◇お客様紹介

前橋市教育委員会 企画係長 宮崎俊一 様
企画係指導主事 中島いずみ 様
第2840地区 ガバナー外 山田 邦子 様
第2840地区 地区幹事 岡部 幹雄 様

◇ご挨拶 山田邦子 ガバナーエレクト



来年度のガバナーの山田です。本日は来年の5月17日(日)に行われます地区研修協議会のホストをお願いに訪問させていただきました。

◇ニコニコBOX

齋藤慎佳会員…今日は3男の誕生日なので早く帰りたいなと思います。

門倉正会員…結婚祝ありがとうございます。先日、女房とリコーカップ(宮崎CC)観戦してきました。イ・ボミが可愛かったです。

湯澤晃会長…結婚祝ありがとうございます。会長なのに先週ニコニコBOXを忘れました。すいません。

岡部地区幹事…貴クラブの例会に出席させていただきありがとうございます。

山田邦子ガバナー外…本日は2019-2020年の地区研修・協議会のホストのお願いに参りました。

◇幹事報告 廣木幹事 今後の予定 23日クリスマス家族例会 1月20日新年最初の例会

◇委員会報告 親睦委員会 山田委員長 クリスマス家族例会の件

野球部 亦野会員 前橋地区の合同忘年会 12月25日

◇会長の時間「司法試験」

以前、司法試験等の手続きの話させて頂きましたけれども皆さんに質問されるのは司法試験に受かるのに何時間くらい勉強しましたか?とか何年かかりましたか?とか何回試験受けましたか?とか色々聞かれるんです 😊

それを前提として司法試験はとても難しい試験だという事です。皆さん認識されているようで、実際、どのくらい難しいのかというのは、年数、受けた回数、勉強した時間がどれくらいなのかという事で一番わかりやすいんだと思います。具体的な司法試験の勉強する中身を少しお話させて頂きます。

法学部出身の方はご承知の事だと思いますが、私は実は、法学部出身ではないので、大学で法律の勉強はしていません。いわゆる司法試験予備校という所に行って勉強をしました。

具体的に今のロースクールという制度が始まって、私が受かった時とまた試験の仕組みが変わったので勉強の内容も少し変わっています。基本的には今でも同じ事を求められると思っています。

ではどんな勉強をするのかというと、題名が刑法各論講義という本があります。かなり厚い本で、これは刑法の法律の基本書と我々は呼んでおります。これと刑法の場合にはもう1冊ありまして、2冊読み込む。法律の基本は7科目*1あり、それぞれにテキストがありそれも読みます。これは誰が書いてるのかというと今の司法試験の委員、試験官をしている人の学者さんが書かれている本を皆さん読みます。だから時代によって違います。

50年前の学者で1番有名な「団藤*2」さんという刑法学者がいますが「死刑廃止論」という有名な本を書いています。東大の先生で、すでに亡くなられている方です。民法は民法で時代によっても変わっているという事になります。刑法の中の1番有名な論点を皆さんに紹介したいと思います。

これ錯誤論っていう論点で、皆さん故意とか過失分ご存知でしょうか？

例えば殺人罪であれば人を殺そうと思って殺せば殺人罪、これ故意であると言えます。誤って殺してしまった、死なせてしまった場合には過失致死罪という犯罪が成立します。

これからちょっと皆さんに質問します。何罪が成立するか？

- 「Aさんだと思って殺したところ実はBさんだった」
- 「拳銃でAさんを狙ったところ隣のBさんを殺してしまった」
- 「Aさんを溺死させようと思って川に突き落としたりしたところ橋げたに頭を打ち付けて死んでしまった」

どうでしょうか、皆さん。どちらですかね？

実はこういう事を刑法学者は議論しています。

Aさんを狙ったのにBさんが死んでしまった場合に常識的に考えたらAさんに対する殺人未遂、Bさんに対する過失致死罪が成立するのではないかな。

ですがよく考えて、それでよいのでしょうか？

Aさんを殺そうと思ってBさんが死んでいるのにBさんに対しては殺人罪が成立しないってそれでいいのでしょうか？

刑法学者が考えている議論という事になります。これを説明し出すとこれ3~4時間掛かるのでこれ以上の説明はしませんがあの今のこう話を聞いて面白いな~と思った方はセンスがある。

あの法律の世界に飛び込んでもらっても面白いんじゃないかなと思います。意外にこの本読み切れない。確かに書いてあるのはすごく難しく感じます。難しく感じるんですが刑法学者が考えている事は実はそうではなく、もっと具体的な事例を念頭に置いて勉強、研究をしているので実際に読んで具体的な事例を読んでいくと、意外にそんなに難しい事やっていると訳ではないという事がよく分かります。

例えという事でちょっと一例上げさせて頂きましたけれども、皆さんのご子息とかでうちの業界入りしたい人がおりましたら、この本を読んで頑張ってもらいたいと思います。私はこの本を読んで実はすごく面白いと思いました。先程の教科7教科あるって言いましたけれども、その中でもこの本はもうベスト3に入る面白さだったな~と、この刑法という法律がとても面白いなと思いました。そうゆうちょっと変態気味な人になるのが(笑)、この職業かなという風に思っております。今後も専門家としてただ誰かに佐藤さんって人に付いて歩いて飲んだくれてるだけじゃないって事を一応皆さんに説明しておきたいと思います。ありがとうございます。

*1 法律基本7科目と呼ばれる、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法

*2 団藤 重光 (だんどう しげみつ) [1913年](#) (大正2年) [11月8日生](#) - [2012年](#) (平成24年) [6月25日](#) [日本の法学者](#)。岡山県出身 (ただし生まれは山口県)。東京大学名誉教授。
1974-83年 (昭和49-58年) [最高裁判所判事](#)。
1981年 (昭和56年) [日本学士院](#) 会員。
1987年 (昭和62年) [勲一等旭日大綬章](#)。
1995年 (平成7年) [文化勲章](#)。